

広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月4日

広島県公安委員会

委員長 明 海 国 賢

## 広島県公安委員会規則第2号

### 広島県警察の組織に関する規則及び広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(広島県警察の組織に関する規則の一部改正)

第1条 広島県警察の組織に関する規則(昭和37年広島県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第22条の2第1号中「一般国道2号広島岩国道路」の次に「、一般国道2号木原道路」を加える。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第22条中「一般国道2号広島岩国道路」の次に「、一般国道2号木原道路」を加える。

別表第2の7の2の項中「三原市糸崎町八丁目15番先」を「三原市糸崎八丁目466番1先」に改め、同表7の4の項中「尾道市福地町617番先」を「尾道市福地町621番3先」に改め、同項の次に次のように加える。

7の5	一般国道2号 (木原道路)	尾道市福地町621番3先から 三原市糸崎八丁目466番1先まで
-----	------------------	------------------------------------

### 附 則

この公安委員会規則は、令和3年3月14日から施行する。